

## 令和8年度県政広報ラジオ番組制作及び放送業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度県政広報ラジオ番組制作及び放送業務

### 2 目 的

県の施策や事業、行事などを県民に分かりやすく伝えるラジオ番組を制作及び放送する。

### 3 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日

### 4 放送回数

委託期間中に103回以上（同一原稿及び再放送を含まない）

### 5 委託業務内容

#### （1） 番組制作及び放送

- （ア） 佐賀県（以下「県」。）の施策、事業、行事などについてのお知らせをする番組または番組内コーナーを制作し、佐賀県全域で聴取可能な超短波放送（FMラジオ放送）を行うこと。
- （イ） 放送原稿は、県が提供し、放送は全て放送法及び日本民間放送連盟基準によって実施すること。
- （ウ） 放送番組は、生放送もしくはスタジオによる事前収録とする。
- （エ） 収録番組を再放送する場合、初回放送と同日に行うこと。
- （オ） 収録及び放送は受託者の責任で行うこと。収録の場合、収録時に県の立ち合いもしくは、収録したものを県が指定する記録媒体にて提出し、県による検聴を行うこととする。ただし、収録したものを再放送する場合、再度県による立ち合い及び検聴は行わない。
- （カ） やむを得ない事情により、当初契約時または事前の打ち合わせで決定した放送日時と異なる日時で放送する場合や、当初契約時または事前打ち合わせで決定した出演者と異なる出演者を起用する場合は、事前に県と協議し、承諾を受けること。なお、これらの場合、変更内容について事前に周知を図ること。

### 6 その他

- （1） 地震など重大な災害が発生し、または、発生が見込まれ、県が必要と判断した場合、県の広報番組の通常放送を中断し、災害警戒情報を放送すること。
- （2） 地震、災害等の緊急特別番組放送のため、当初予定されていた日時に急遽番組が放送できなくなった場合には、通常の放送再開日時について県と協議の上、速やかに決めること。

- (3) 聽取者から番組または、番組内コーナーに寄せられた意見や感想などがあれば、とりまとめて適時県へ文書で報告すること。
- (4) 本件に関わる契約は、令和8年度予算の成立を条件とする。